**住民活動補償制度**

**のてびき**

（令和６年度版）

**令和６年１０月**

**栄町くらし安全課協働推進室**

（１）住民活動補償制度とは

　住民活動補償制度は、住民活動（§１）中に発生した不測の事故に対して賠償等の補償が適用されるよう町が損害保険会社と保険契約を締結することで、町民の皆さんが安心して住民活動を行うことができるよう支援する制度です。

　町が定める取扱要綱のほか、契約した保険会社の約款に基づいて補償が適用されます。

　　（§１）栄町では、住民活動を「町民が営利を目的とせず自主的に行う不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動」と定義しています。他の市町村でいう「市民活動」と同じです。

（２）補償の適用範囲

　この制度では、「町が『住民活動』と認める活動」を「事前に町に届け出て行っている」最中に、

　　　〇他人の所有物を壊してしまい、賠償しなければならなくなった

　　　〇人にケガを負わせてしまい、賠償しなければならなくなった

　　　〇活動者（参加者）がケガをした、又は亡くなってしまった

　　　〇活動に参加したことがきっかけで、熱中症や食中毒（Ｏ－１５７）を発症した

といったことが生じた場合に、保険による補償が適用されます。

　　※故意に行った場合は対象になりません。

　　※最終的な保険適用の可否は契約した保険会社が行うため、事故等の状況によっては対象とならない場合があります。

（３）補償対象者

　この制度による補償の対象となるかたは、

　　　①町民によって自主的に構成された団体又は個人で、活動の拠点が町内にあること

　　　②活動内容が住民活動であること

　　　③無償で行う活動であること

のいずれの要件も満たす活動の主催者及び参加者です。

　町が行う事業については、活動内容が、町が規定する住民活動に類するもの（町の仕事ではない）であって、町民が無報酬で参加する場合に、補償の対象となります。

　　※祭りなどのイベントの際の見学人は、補償対象に含まれません。また、参加者と見学人との区別がつかないイベントについても、補償対象とならない場合があります。

（４）補償金の額

　補償金の額は、次のとおりです。

　この制度で加入している保険は、賠償保険部分に重点を置いた内容となっています。

　特に、活動中のケガや死亡に対する傷害保険部分の金額は、決して多くありませんので、「皆さんが加入する保険を補填する保険」としてご理解ください。

①賠償責任

　　他人の所有物を壊した、又は人にケガを負わせたことにより、保険会社が規定する活動の主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

１事故につき１０，０００円の免責（自己負担）があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 補　償　金　額 | 内　　　容 |
| 身体賠償 | 限度額１名　　　５，０００万円　　　１事故　　１億円 | 他人の身体に損害を与えた場合 |
| 財物賠償 | 限度額１事故　　１００万円 | 他人の財物に損害を与えた場合 |
| 保管物賠償 | 限度額１事故　　１００万円 | 他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損等により被害を与えた場合 |

②災害等補償（傷害）

　　活動者（参加者）の突発的かつ予知できない事故によるケガまたは死亡、活動に伴う熱中症や食中毒（Ｏ－１５７）発症の場合。

活動時の通常の往復も含みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 補　償　金　額 | 内　　　容 |
| 死亡 | ２００万円 | 傷害事故を原因として事故の日から１８０日以内に死亡した場合 |
| 後遺障害 | ６万円から２００万円 | 傷害事故を原因として事故の日から１８０日以内に後遺障害が生じた場合 |
| 入院 | １日につき３，０００円 | 傷害事故を原因として入院を要する事となった場合（事故の日から１８０日を限度） |
| 通院 | １日につき２，０００円 | 傷害事故を原因として通院を要する事となった場合（事故の日から１８０日までの間で９０日を限度） |

　※身体に内在する疾病を要因とした事故及びノロウイルスは、補償の対象外です。

（５）事故が起きてしまったときは

　活動中に補償対象となる事故が発生したときは、**事前に活動内容を届け出ている部署へ事故の概要を速やかに連絡する**とともに、事故報告書（第１号様式）を提出してください。

　事故の連絡をするときは、①「いつ」、②「どこで」、③「誰が」、④「誰を（何を）」、⑤「どうして」、⑥「どうなったか」を伝えてください。

　損害保険会社への事故報告及び保険請求手続きは、環境協働課協働推進室が行います。

　＝ 団体等の活動内容を把握している部署の方へ ＝

　　　協働推進室以外の部署が団体等の活動内容を把握している場合は、団体等からの事故発生の連絡の受付及び事故報告書の提出の受付をお願いします。

　　　特に、事故発生の連絡を受けたときは、その後速やかに協働推進室への連絡をお願いします。

別 記

 第１号様式（第１０条）

 事 故 報 告 書

 年 月 日

 栄町長　　　　　　様

 団体名

 代表者名

 住 所

 電 話 （ ）

 活動中に、下記の事故が発生いたしましたので、栄町住民活動補償制度

の適用を受けたく、報告いたします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事故種別 | １ 賠償責任事故 | 負傷者 |  　　 年齢 　男 |  |
|  |  | ２ 傷害事故　　３　特定疾病 | （死亡 | 氏名 　　 （ 　 歳）女 |  |
|  | 事故発生 |  年 　 月 　 日（ ） | 者）又 | 住所 |  |
|  | 日 時 | 午前・午後 　 時 　 分頃 | は被害 | 電話 　　 （ ） |  |
|  | 事故発生 |  施設名 | 者 | 保護者氏名(未成年の場合のみ) |  |
|  | 場 所 |  |  |  |  |
|  | 当日の |  　　　　　年齢 男 | 身体傷 | 傷病名 |  |
|  | 指導者等 | 氏名 　　　　　（ 歳）女 | 害の状 |  |  |
|  |  | 住所 | 況 | キリ傷、打撲、骨折、脱臼、 |  |
|  |  | 電話 　　（ ） |  | ねんざ、腱断裂、火傷、その他 |  |
|  |  |  　　　　　 年齢 男 |  | 治療期間 　（延 日間）確定 |  |
|  |  | 氏名 　　　　　（ 歳）女 |  | 入院 / ～　 / （延 日間）見込 |  |
|  |  | 住所 |  |  （延 日間）確定 |  |
|  |  | 電話 　　（ ） |  | 通院 / ～ / （延 日間）見込 |  |
|  |  |  　　　　　 年齢 男 |  | 病院名 |  |
|  |  | 氏名 　　　　　（ 歳）女 |  |  |  |
|  |  | 住所 |  | 住所 |  |
|  |  | 電話 　　（ ） |  | 電話 　　（ ） |  |
|  | 当日の |  | 財物損 | 財物名 |  |
|  | 活動名 |  | 害の状 | 損害額 円 |  |
|  |  |  | 況 |  確定、見込 |  |
|  | 事故発生の状況 | 事故発生現場の見取り図 |  |
|  |  当日の活動内容で、いつ、どこで、だ |  |  |
|  |  れが、なぜ、どのようにして事故にあっ |  |  |
|  |  たかを詳しく記入してください。 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**住民活動補償制度に関するＱ＆Ａ**

Ｑ１．「住民活動」とは、具体的にどのような活動ですか。

Ａ１．住民活動には、自治会活動、防犯活動、地域の清掃などの環境活動、子ども会の活動、高齢者サロン実施などの社会福祉活動、町のアダプト制度への登録による活動、町主催の行事へのボランティア参加等、さまざまな活動があります。

　　　政治活動や宗教活動、営利活動、趣味サークルなどの活動は、住民活動には該当しません。

Ｑ２．「住民活動」に該当する団体や個人の活動であれば、どのような内容でも補償の対象になりますか。

Ａ２．住民活動に該当する活動であっても、補助金や報酬をもらって行う活動、入場料金を徴収して行う活動、競技を目的としたスポーツ活動、町からの委嘱により行う活動、学校の管理下における活動、自然災害による事故等、一部補償対象とならない活動もあります。

　　　また、事故発生時の状況によっては、住民活動に該当する活動であっても保険会社の判断で補償の対象外となる場合があります。

【参考】

　　保険会社のパンフレットに記載されている対象となる活動の種類

　　　・社会奉仕活動（ボランティア活動など）

　　　・社会福祉活動（高齢者や障害児の慰安旅行、高齢者介護など）

　　　・社会参加活動（清掃活動、交通安全活動、防災訓練、自治会活動、祭り（神事を除く）など）

　　　・継続的かつ計画的な社会教育活動（講演会、音楽会、絵画教室、演劇会など文化活動全般）

　　　・継続的かつ計画的な社会体育活動（スポーツ活動、レクリエーション活動）

　　　・自治体の主催、共催する活動

【参考】

　　現在契約している保険の約款等で補償対象外となっているもの

　①祭りや花火大会等の単なる見学人

　②児童館の来場者等施設の設備利用を目的とする来場者

　②政治、宗教活動、営利活動中の者

　③職務として活動に従事する者や有償で活動に参加する者

　④山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

　⑤けんか祭り等危険度の高い祭礼への参加者

　⑥スポーツ活動の参加者（主催・指導・管理を継続的・計画的に行っている者を除く）

　⑦スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下またはスポーツ競技会の管理下にある者

　⑧学校管理下の活動、国外における活動の参加者

　このほか、町の取扱要綱の中で、自然災害や疾病などによる事故等適用除外としている項目があります。

詳しくは、１０ページの栄町住民活動補償制度取扱要綱を参照してください。

Ｑ３．町外の人が団体のメンバーに入っていても補償の対象になりますか。

Ａ３．町民によって自主的に構成された団体で、活動の拠点が町内にあり、会員の大半が町民であれば、町外の人が一緒に活動していても対象になります。

Ｑ４．補償対象となるかどうかを判断する基準はありますか。

Ａ４．保険適用の最終的な判断は契約した保険会社が行うこと、事故の状況はその都度違うことから、明確な判断基準はお示しできませんが、概ね次の４点が事故が発生した日の活動内容に合致するかどうかを補償対象の目安としてください。

　　　　①活動が営利目的でないこと

　　　　②公益的活動であること

　　　　③町が「住民活動」と認めていること

　　　　④町に事前に届け出ている活動であること

Ｑ５．「事前に町に届け出る」のは、どのような内容ですか。

Ａ５．活動の内容と会員名簿（活動者の氏名）を届け出ていただきます。

　　　自治会については各年度の初めに協働推進室に提出していただく事業計画書の内容を、住民活動支援センターに登録している団体は登録申請時の内容を、アダプト制度で活動している方は申込書の内容をもって事前に届け出たこととして取り扱いますので、内容に変更があった場合には、町の各事業の担当部署に変更内容を届け出ておいてください。

　　　事業計画書の作成時点で事業の実施日等が未定な場合は、「実施確定後に会員に対して周知した通知文書」及び「実施日当日の参加者名簿」で内容を確認しますので、必要になった場合にすぐ提出できるようにしておいてください。

Ｑ６．１円でもお金をもらったら「無償」ではなくなってしまいますか。

Ａ６．「労働の対価」としてもらうお金の有無で判断します。交通費や食事代の実費相当分を徴収することは問題ありません。

Ｑ７．事故が発生した旨の連絡は、役場の窓口に行かなければダメですか。

Ａ７．電話連絡でも構いません。事故報告書は、このてびきに添付の様式をコピーして使用できます。

　　　窓口にお越しいただいた場合には、報告内容お聞きするとともに、事故報告書の記入に関する確認や手続きに関する調整等を同時に行うことができます。

Ｑ８．事故報告書に添付する書類はどのようなものですか。

Ａ８．住民活動中の事故を証明する書類、事故の状況が確認できる書類となります。

　　　①団体規約

　　　②当日参加者名簿

　　　③活動内容のわかるもの（チラシなど）

　　　④事故発生場所の地図

　　　⑤状況写真

　　　⑥損害状況がわかる資料（全体写真・損害部写真）

* 障害補償・・・①～④　を添付します
* 賠償責任・・・①～⑥　を添付します

Ｑ９．補償金請求はどのように行いますか。

Ａ９. 当事者間で事故の示談が済んだ後、保険会社の様式による補償金請求書に保険会社が求める書類を添付します。

　　　事故の内容によって、添付する書類が異なりますので、その時点で必要な書類をご案内します。

　　　また、示談内容は、事前に保険会社と十分な打ち合わせを行い、客観的かつ妥当な金額で行う必要があります。保険会社への事前相談がなく示談を行った場合、補償金は支払いができないこともありますので、必ず当課にご相談ください。

　　　※示談とは、事故の事実を認め、**修理代等の代金を支払った状態を言います。**

　　　　**この補償制度では、修理代等を一旦立替えることになります。**

　　　また、支払いの前に請求書の内容が適正であるか確認をする必要があります。

Ｑ１０．保険の適用となる具体的な事例を教えてください。

Ａ１０．保険適用の可否は、事故が発生した都度保険会社に通知して確認をとるため、「確実に適用する」という保証はできませんが、過去に保険適用と判断された事例では、

　　　　・地域で定期的に行っている交流サロンの利用者が、床の段差でつまづいて転んだ際に骨折してしまった

　　　　・活動場所で借りている集会所の備品を壊してしまった

　　　　・地域の環境美化活動で草刈り機械を使っていたら、駐車してあった車両の窓ガラスを割ってしまった。

　　といったことがありました。

　　　ただし、草刈り機械の使用については、そもそも石等が飛ぶ可能性のある距離に車を駐車して作業していた場合などは対象外となる場合もありますので、安全確認を十分に図った上で実施することが必要です。

【参考】

　　保険会社のパンフレットに記載されている保険金の支払事例

　（賠償責任）

　　　・町内会の清掃活動中に、不注意により通行人にケガをさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負担した

　　　・子供会のハイキングで、子ども達を引率中に誤った道に誘導したことにより参加者を負傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負担した。

　（災害等補償（傷害））

　　　・町内会の清掃活動中に参加者が転んで腕を骨折してしまった。

　　　・防災活動の一環として町内を回っていた自治会員がオートバイにはねられた。

　　　・少年サッカーを指導中のコーチが練習中にゴールポストに激突し、顔にケガをした。

　　　・市主催の花火大会の準備をボランティアで手伝っていた市民がケガをした。

　　　・子供会のバーベキュー大会の際に、参加者の子どもが日射病にかかった。

Ｑ１１．この制度の他に自分の団体で加入している保険があるのですが、その場合

Ａ１１．補償内容が同様の保険契約がある場合は、重複する場合があります。補償が重複すると、対象となる事故について、傷害補償についてはどちらの補償契約からも補償されますが、賠償責任補償については、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。自分の団体で保険に加入している場合は、保険内容の差異や保険金額（限度額）をご確認いただき、ご相談ください。

　　　も、この保険は適用されますか。

【参考】

　　自動車事故の場合は、自動車保険で対応していただくことになります。

その他、この制度に関する不明な点は、問合せください。

【問合せ・保険請求時の提出先】

　栄町くらし安全課協働推進室

　　　〒270-1592　　栄町安食台１丁目２番

　　　電話：0476-33-7710　内線304

　　　E-mail：katsudou@town.sakae.chiba.jp

**参　考　資　料**

栄町住民活動補償制度取扱要綱

施行：令和３年４月１日

　（目的）

第１条　この要綱は、住民団体等が、住民活動中に不測の事故により、当該活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合並びに住民団体等の指導者等又は参加者が、住民活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は傷害を負った場合に栄町住民活動補償制度（以下「補償制度」という。）をもってこれを補償することにより、住民活動の健全な発展を図るとともに協働のまちづくりを推進することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）住民団体等　町内に活動の拠点を置き、町民により自主的に構成された団体又は個人をいう。

（２）住民活動　町民が営利を目的とせず自主的に行う不特定多数かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動をいう。（住民活動が行われる場所と傷害補償対象者の通常の往復も含む。）

（３）指導者等　住民団体において住民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

（４）参加者　住民活動に自主的に参加する者（当該活動の観覧者、応援者等除く。）

（５）賠償補償対象者　町、町が出資した法人又はこれに準ずる団体、住民団体等、住民活動の指導者等をいう。

（６）傷害補償対象者　住民活動中の指導者等及び参加者をいう。

　（保険契約）

第３条　町長は、補償制度による補償を行うために、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

　（対象事故）

第４条　補償制度の対象となる事故は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）損害賠償責任事故　賠償補償対象者が住民活動中に、過失により住民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故

（２）傷害事故　傷害補償対象者が住民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、死亡又は負傷した事故

（３）特定疾病　傷害補償対象者が住民活動中に発症した疾病で、次のいずれかに定めるものをいう。ただし、住民活動に起因して発症した場合に限る。

　　ア　熱中症

　　イ　Ｏ－１５７

２　補償制度の対象となる事故は、住民活動団体等の名簿等をあらかじめ町長へ届出されている場合に限る。

　（適用除外）

第５条　前条第２号の規定にかかわらず、次の各号に定める住民活動中の事故については補償しない。

（１）損害賠償責任事故

　　ア　賠償補償対象者の故意により発生した事故

　　イ　戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等に生じた事故

　　ウ　地震、噴火、洪水、津波等の自然現象による事故

　　エ　日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る賠償責任

　　オ　賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

　　カ　賠償補償対象者が業務に従事中に被った身体障害（障害に起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任

　　キ　賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

　　ク　施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

　　ケ　その他保険契約に適用される約款、特約条項等に規定のあるもの

（２）傷害事故

　　ア　傷害補償対象者の故意により発生した事故

　　イ　戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等に生じた事故

　　ウ　地震、噴火、洪水、津波等の自然現象による事故

　　エ　傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

　　オ　傷害補償対象者が無資格運転又は酒酔い運転による事故

　　カ　他覚症状のない頚部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛

　　キ　傷害補償対象者の疾病（特定疾病を除く。）又は心神喪失による事故

　　ク　傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置

　　ケ　山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

　　コ　自動車、原動機付自転車若しくはモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含む。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいう。）をしている間（自動車又は原動機付自転車を用いて道路上で当該行為を行っている間を除く。）

　　サ　その他保険契約に適用される約款、特約条項等に規定のあるもの

　（損害賠償責任事故のてん補の限度額）

第６条　損害賠償責任事故のてん補額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき免債金額を超える部分のうち、次の号に定める金額を限度とする。ただし、食中毒事故（異物混入事故を含む。）に係るてん補額は１事故の金額を、保管物（貴重品は除く。）の事故に係るてん補額は、１００万円をそれぞれ補償期間中の支払限度額とする。

（１）身体賠償　１人につき５，０００万円

　　　　　　　　１事故につき１億円

（２）財物賠償　１事故につき１００万円

　（傷害事故の補償金）

第７条　傷害事故に係る補償金の額は次の各号に定める金額を限度とする。

（１）傷害補償対象者が、傷害事故を原因として当該事故の日からその日を含めて１８０日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し死亡補償金２００万円を支払うものとする。

（２）傷害補償対象者が、傷害事故を原因として当該事故の日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害を生じたときは、２００万円に別表で定める後遺障害の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額を支払うものとする。

（３）傷害補償対象者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の減失若しくは減少を生じた場合において、入院又は通院した場合、入院補償金にあっては事故の日からその日を含めて１８０日を限度として入院１日につき３，０００円、通院補償金にあっては事故の日からその日を含めて１８０日までの間において９０日を限度として通院１日につき２，０００円とする。

　（特定疾病の補償金）

第８条　特定疾病に係る補償金の額は次の各号に定める金額を限度とする。

（１）傷害補償対象者が、特定疾病を発症して当該事故の日からその日を含めて１８０日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し２００万円を支払うものとする。

（２）傷害補償対象者が、特定疾病を直接の原因として当該事故の日からその日を含めて１８０日以内に高度障害を生じたときは、その者に対し２００万円を支払うものとする。

（３）傷害補償対象者が、特定疾病を直接の原因として生活機能又は業務能力の減失並びに減少を生じた場合において、入院又は通院した場合、入院補償金にあっては事故の日からその日を含めて１８０日を限度として入院１日につき３，０００円、通院補償金にあっては事故の日からその日を含めて１８０日までの間において９０日を限度として通院１日につき２，０００円とする。

　（事故報告）

第９条　賠償補償対象者又は傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）は、住民活動中に事故が発生したときは、速やかに事故の概要を連絡するとともに事故報告書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。

　（判定）

第１０条　町長は、前条に規定する事故報告書が提出されたときは、当該事故報告書の内容を調査し、当該事故が住民活動中の事故であると認めたときは、その写しに事故証明書（別記第２号様式）を添付して保険会社に通知する。

　（補償金の請求）

第１１条　損害賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停、その他法律的な解決後に、補償金請求書に必要な書類を添付して保険会社に提出するものとする。

２　傷害事故又は特定疾病にかかる補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者は、死亡補償にあっては死亡した傷害補償対象者の法定相続人が、負傷に係る補償にあっては傷害補償対象者が、補償金請求書に必要な書類を添付して町に提出するものとする。この場合において、後遺障害に係る補償金の請求は当該傷害の症状が固定した後に、入院補償金及び通院補償金にあっては、全ての治療が完了した後に行うものとする。

　（補償金の支払い）

第１２条　町は前条の規定により補償金の請求があった場合は、保険会社が求める必要書類を提出して保険請求を行うものとし、保険会社は当該補償金を町が指定した口座に振込むものとする。

　（町に対する特例）

第１３条　この要綱は、町が行う事業のうち、住民活動に類するもので、町民が無報酬（実費弁償を除く。）で参加するものについて適用する。

　（所管）

第１４条　第９条に規定する事故報告書の受付等の事務は、当該住民団体等に係る事務を所管する部署において行う。

２　補償制度に関する保険会社との折衝、調整等の事務については、住民活動の推進を所管する部署において行う。

　（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、この要綱に基づき契約する補償制度に適用される約款、特約条項等の規定によるものとする。

２　前項のほか必要な事項は、町長が別に定める

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第７条）

１　目の障害

　（１）両眼が失明したとき　１００％

　（２）１眼が失明したとき　６０％

　（３）１眼の矯正視力が０．６以下となったとき　５％

　（４）１眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の６０％以下となった場合をいう。）となったとき　５％

２　耳の障害

　（１）両耳の聴力を全く失ったとき　８０％

　（２）１耳の聴力を全く失ったとき　３０％

　（３）１耳の聴力が５０㎝以上では通常の話声を解せないとき　５％

３　鼻の障害

　　鼻の機能に著しい障害を残すとき　２０％

４　咀しゃく、言語の障害

　（１）咀しゃく又は言語の機能を全く廃したとき　１００％

　（２）咀しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき　３５％

　（３）咀しゃく又は言語の機能に障害を残すとき　１５％

　（４）歯に５本以上の欠損を生じたとき　５％

５　外貌（顔面、頭部、頸部）の醜状

　（１）外貌に著しい醜状を残すとき　１５％

　（２）外貌に醜状（顔面においては直径２㎝の瘢痕、長さ３㎝の線状痕程度をいう）を残すとき　３％

６　脊柱の障害

　（１）脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき　４０％

　（２）脊柱に運動障害を残すとき　３０％

　（３）脊柱に奇形を残すとき　１５％

７　腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

　（１）１腕又は１脚を失ったとき　６０％

　（２）１腕又は１脚の３大関節中の２関節又は３関節の機能を全く廃したとき　５０％

　（３）１腕又は１脚の３大関節中の１関節の機能を全く廃したとき

　　　３５％

　（４）１腕又は１脚の機能に障害を残すとき　５％

８　手指の障害

　（１）１手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき　２０％

　（２）１手の拇指の機能に著しい障害を残すとき　１５％

　（３）拇指以外の１指を第２指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき　８％

　（４）拇指以外の１指の機能に著しい障害を残すとき　５％

９　足指の障害

　（１）１足の第１足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき

　　　１０％

　（２）１足の第１足指の機能に著しい障害を残すとき　８％

　（３）第１足指以外の１足指を第２趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき　５％

　（４）第１足指以外の１足指の機能に著しい障害を残すとき　３％

１０　その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき　１００％

注意　第７項、第８項及び第９項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。

別 記

 第１号様式（第１０条）

 事 故 報 告 書

 年 月 日

 栄町長　　　　　　様

 　　　団体名

 　　　代表者名

 　　　住 所

 　　　電 話 （ ）

　　活動中に、下記の事故が発生いたしましたので、栄町住民活動補償制度

の適用を受けたく、報告いたします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事故種別 | １ 賠償責任事故 | 負傷者 |  　　　　 年齢 　男 |  |
|  |  | ２ 傷害事故　　３　特定疾病 | （死亡 | 氏名 　　　　 （ 　歳）女 |  |
|  | 事故発生 |  年 　　 月 　　 日（ ） | 者）又 | 住所 |  |
|  | 日 時 | 午前・午後 　　 時 　　 分頃 | は被害 | 電話 　　　 （ 　） |  |
|  | 事故発生 |  施設名 | 者 | 保護者氏名(未成年の場合のみ) |  |
|  | 場 所 |  |  |  |  |
|  | 当日の |  　　　　　　　年齢 男 | 身体傷 | 傷病名 |  |
|  | 指導者等 | 氏名 　　　　　　　（ 歳）女 | 害の状 |  |  |
|  |  | 住所 | 況 | キリ傷、打撲、骨折、脱臼、 |  |
|  |  | 電話 　　　（ 　） |  | ねんざ、腱断裂、火傷、その他 |  |
|  |  |  　　　　　　　 年齢 男 |  | 治療期間 　　　（延 　日間）確定 |  |
|  |  | 氏名 　　　　　　　（ 歳）女 |  | 入院 / ～　　 / （延 　日間）見込 |  |
|  |  | 住所 |  |  　　（延 　日間）確定 |  |
|  |  | 電話 　　　（ 　） |  | 通院 / ～ / （延 　日間）見込 |  |
|  |  |  　　　　　　　 年齢 男 |  | 病院名 |  |
|  |  | 氏名 　　　　　　　（ 歳）女 |  |  |  |
|  |  | 住所 |  | 住所 |  |
|  |  | 電話 　　　（ 　） |  | 電話 　　　 （ 　） |  |
|  | 当日の |  | 財物損 | 財物名 |  |
|  | 活動名 |  | 害の状 | 損害額 　　　円 |  |
|  |  |  | 況 |  　　　確定、見込 |  |
|  | 事故発生の状況 | 事故発生現場の見取り図 |  |
|  |  当日の活動内容で、いつ、どこで、だ |  |  |
|  |  れが、なぜ、どのようにして事故にあっ |  |  |
|  |  たかを詳しく記入してください。 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

第２号様式（第１１条）

 事 故 証 明 書

 　　　　年 月 日

 御中

 　　　　栄町長 印

 下記の事故は、住民活動中の事故であることを証明いたします。

 記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 団体名 | 代表者名 |  |
|  | 住民団体 |  |  |  |
|  |  | 住 所 | 電話 （ ） |  |
|  | 負傷者 | 氏 名 | 年齢性別 （ 歳）男・女 |  |
|  |  （死亡者） | 住 所 | 電話 （ ） |  |
|  |  |  |  |
|  | 事故発生日時 |  年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | 事故発生場所 |  　施設名 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  | 事故の状況 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  |
|  |  |  |